

Title	戦前期沖縄において指定された文化財とその変遷
Author(s)	濱口, 寿夫
Citation	沖縄史料編集紀要 = BULLETIN OF THE HISTORIOGRAPHICAL INSTITUTE(43): 1-12
Issue Date	2020-03-19
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12001/24875">http://hdl.handle.net/20.500.12001/24875</a>
Rights	

## 戦前期沖縄において指定された文化財とその変遷

濱口 寿夫

### 1. はじめに

我が国の戦前期の文化財指定は、有形文化財にかかる「古社寺保存法」(明治 30 年法律第 49 号)とこれを引き継いだ「国宝保存法」(昭和 4 年法律第 17 号)、記念物にかかる「史蹟名勝天然記念物保存法」(大正 8 年法律第 44 号)のそれぞれに基づき行われた。これらは、戦後しばらくして「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)として統合されるとともに戦前期の法に基づく指定文化財は文化財保護法により指定されたものとみなされることとなった。

戦後米軍統治下におかれた沖縄では、文化財にかかる日本法の効力が発揮されない状況の中、国の文化財保護法をベースとして昭和 29 年に独自の「文化財保護法」(立法第 7 号:以下、国の文化財保護法との混同を避けるため、「琉球政府文化財保護法」と称す)が制定・施行され、これによる指定が行われた。戦前期沖縄において指定された文化財は、その殆どが戦災により滅失したが、滅失しなかった天然記念物や、滅失した旧国宝の残存物の一部は戦後琉球政府文化財保護法により改めて指定された。これらは、本土復帰に伴い文化財保護法により指定され、あるいは「沖縄県文化財保護条例」(昭和 47 年沖縄県条例第 25 号)による指定文化財とみなされることとなった。このような過程を経る中で、指定名称の変更や旧国宝の所在した場所が史跡として指定される等の作業が行われ、戦前期の文化財とその後の関連文化財とのつながりは必ずしも明確でなくなっている。

本稿は、戦前期沖縄の指定文化財と琉球政府時代以降における指定文化財の関係を整理し、その変遷を明らかにすることを目的としている。また、本稿の作成にあたり、文化財の指定期日や指定名称等を記述する場合は、すべて官報または公報の告示(写し)を参照し正確を期すこととした。

なお、「国宝」には昭和 25 年に廃止された国宝保存法により指定されたものと、現行の文化財保護法によるものがある。本稿ではこれらが混同される懸念がある場合、前者を「旧

国宝」、後者を「国宝」と呼ぶことにする。

## 2. 古社寺保存法・国宝保存法に基づき指定された文化財とその変遷 (表1, 表3)

沖縄における最初の指定文化財は、古社寺保存法により明治40年5月27日に「国宝ノ資格アルモノ」に定められた「銅鐘 (顕徳三年ノ銘アリ)」である。これは、戦前、波上宮に置かれていたもので、顕徳3年は西暦956年にあたり、その古さにおいて日本でも有数の朝鮮鐘であった。『戦災等による焼失文化財 増訂版 美術工芸篇』(文化庁編, 1983a)には、昭和20年に戦災により焼失した旨記載されている。国宝としての銅鐘は滅失したが、焼け焦げた龍頭は回収され、現在は沖縄県立博物館・美術館に所蔵・展示されている。この龍頭は、昭和60年6月18日に沖縄県文化財保護条例に基づき、沖縄県の有形文化財(歴史資料)に指定された。戦前期沖縄の文化財の一部であるとともに、沖縄戦がそれに与えた甚大な影響を示す資料となっている。

沖縄において、古社寺保存法・国宝保存法で指定された12件の旧国宝のうち、上記の銅鐘を除く11件はすべて建造物である。「沖縄神社拜殿」(首里城正殿のこと)は、古社寺保存法により大正14年4月24日に「特別保護建造物ノ資格アルモノ」に定められ、国宝保存法の施行に伴い旧国宝になった。その他の建造物は昭和期になってから国宝保存法により指定を受けた物件である。沖縄の旧国宝建造物は、すべて沖縄戦により焼失または大破し、指定文化財としては滅失した(文化庁編, 1983b)。

「沖縄神社拜殿」については、石敷等の遺構が残っており(沖縄県立埋蔵文化財センター編, 2016)、これを含む城郭一帯は、国指定史跡「首里城跡」となっている。「首里城跡」は、「首里城歡會門」、「首里城瑞泉門」、「首里城白銀門」も含んで昭和30年11月29日に琉球政府の史跡となった後、昭和47年5月15日の本土復帰時に守礼門敷地等を組み入れ国史跡に指定された。

「首里城守禮門」の場合、石製礎盤6個、礎盤下敷石2個、柱礎石2個の古材が残っており、昭和32～33年の復元工事の際使用された(琉球政府文化財保護委員会編, 1959)。守礼門は昭和47年5月12日に琉球政府重要文化財に指定され、3日後の本土復帰と同時に沖縄県の有形文化財となった。なお、琉球政府指定から沖縄県指定文化財になっている文化財は、守礼門に限らず改めて指定手続きが行われた訳ではなく、全て本土復帰と同時に施行された沖縄県文化財保護条例の附則に基づき沖縄県指定とみなされたものである。

「園比屋武御嶽石門」は、沖縄戦で大破したものの、中央部前面石積と屋根の一部等が残っていた(那覇市教育委員会文化課編, 1986)。著しい破損にもかかわらず、昭和30年

1月25日の琉球政府の第一次指定において、崇元寺石門等とともに特別重要文化財に指定されており、この文化財に対する関係者の強い思いが感じられる。しかし、昭和31～32年の復元においてはこれらオリジナルの古材のうち、使われたのは鬼瓦石等一部のみであり、その他は博物館で保管されたり、石門近くの地面に放置された。昭和47年の本土復帰と同時に国の重要文化財となるが、その際「附 古材 十二個」が指定対象に含められた。これらの古材は、昭和56～61年の解体修理事業において「可能な限り使う」とこととされ、その多くが補強処理を受けたうえで現在の園比屋武御嶽石門に組み込まれている（那覇市教育委員会文化課編，1986）。

「尚家霊廟（圓覚寺伽藍）」は、七堂伽藍を備えた琉球第一の寺であったが、沖縄戦によって礎石や放生橋を残して焼失してしまった（沖縄県教育委員会編，1975）。円覚寺総門の残存物であるオリジナルの礎石と石畳は、昭和42～43年の総門復元の際に用いられている（琉球政府文化財保護委員会編，1971）。戦争直後、放生橋は爆風に吹き飛ばされ放生池にはまった状態であった（沖縄県教育委員会編，1977）。昭和21年、豊平良顕らが勾欄を回収し首里市立郷土博物館で保管し（沖縄県立博物館編，1996）、その後琉球政府立博物館に引き継がれていたが、昭和42年に元の場所に移築され橋として復元された（真栄田，1967）。勾欄は、「円覚寺放生池石橋勾欄」として琉球政府重要文化財、同特別重要文化財の指定を経て、沖縄県の有形文化財（彫刻）となっている。昭和47年5月15日には、橋そのものが建造物として国の重要文化財「旧円覚寺放生橋」となった。また、「円覚寺跡」は、琉球政府史跡、同特別史跡を経て、復帰と同時に国指定史跡となっている。その他、寺の跡地から回収された「木彫円覚寺白象並びに趣意書木札」が琉球政府重要文化財、同特別重要文化財を経て県指定有形文化財となった他、戦前三門にあった羅漢像等が、修理を施されたうえで平成15年7月11日に「旧円覚寺関係木彫資料」として沖縄県の有形文化財に指定された。

「尚家霊廟（崇元寺）」は、戦後第一門、左右掖門、石牆が残存していたが、石材を運び去るものが出てきたため、事態を憂えた人々により修理復興の機運が高まった。崇元寺石門復興期成会が結成され、寄付金を集めて昭和26～27年に修復事業を実施した（沖縄県教育委員会編，1977）。沖縄における戦後の文化財復元の嚆矢である。昭和30年1月25日に琉球政府特別重要文化財「崇元寺石門」となり、昭和47年5月15日に国の重要文化財「旧崇元寺第一門及び石牆」に指定された。また、関連する文化財として「崇元寺下馬碑」が琉球政府特別重要文化財を経て沖縄県指定有形文化財（彫刻）になっている。

終戦後石造りの磴道が残存していた「末吉神社社殿（末吉宮本殿）附磴道」については、昭和31年2月22日に「末吉宮及び登道」として琉球政府の特別重要文化財・史跡に

指定された。その後、昭和43年10月15日に種別変更と名称の変更があり、琉球政府特別重要文化財「末吉宮登道」と琉球政府史跡「末吉宮及び登道」となった。末吉宮の社殿は戦災以降存在しておらず、文化財（建造物）としては実態と合わない指定名称であったものを修正したことになる。なお、社殿は昭和47年に復元された（沖縄県教育委員会編，1977）。史跡に関しては種別も名称の変更も無いが、重要文化財・史跡として一つであった文化財を重要文化財と史跡に分離したことが種別の変更に当たるという考え方らしい。また、同日付で「末吉宮及び登道」として琉球政府特別史跡に指定され、「登」の字が「磴」に換えられたが、これについて名称変更の記載は無い。

「沖宮本殿」については、琉球政府の時代から現在に至るまで、関連する文化財の指定はない。「辨嶽（冕嶽）石門」も、戦後は有形文化財としての指定はないが、昭和31年12月16日に史跡「弁ヶ嶽」として琉球政府史跡となり、沖縄県史跡を経て、平成30年10月15日に国史跡「弁之御嶽」に指定されている。

文化財の指定解除は、官報の告示をもって有効となる。この点については、国宝保存法、文化財保護法ともに同じである。第二次大戦の戦禍により滅失した日本の旧国宝は、昭和24年10月13日付官報告示で一括して指定解除されたが、米軍統治下にあった沖縄の12件の旧国宝については、指定解除の告示が行われていない。

### 3. 史蹟名勝天然記念物保存法に基づき指定された文化財とその変遷（表2，表3）

戦前期、沖縄において史蹟名勝天然記念物保存法に基づき指定された文化財は「ちすじのり発生地」（大正13年12月9日指定）と「宜野灣街道ノ松並木」（昭和7年10月19日指定）の2件である。

「宜野灣街道ノ松並木」について、大正期、国から委託され沖縄において天然記念物候補の調査を行った植物学者中野治房は「普天間神宮附近ノ琉球松並木及屋我地島ノおひるぎ林ハ正ニ日本帝國ノ二大紀念物トスルニ恥ヂザルモノ」と評価している（中野，1926）。しかし、戦中戦後の混乱期に日本軍・米軍により伐採され、さらに戦後の台風や害虫被害により数を減らし、残った少数の木についても宜野灣村による開発計画で伐採の可否が議論されることとなった（沖縄タイムス，1954a）。琉球政府文化財保護委員会は議論のほざまに置かれる格好になったが、結果的に「改めての指定の価値なし」と判断した（沖縄タイムス，1954b）。そして、松は伐採され姿を消した（琉球新報，1958）。なお、「宜野灣街道ノ松並木」も、上述の沖縄の旧国宝と同様指定解除の告示は行われていない。

戦前期沖縄において指定されていた文化財のうち、唯一滅失しなかったのが「ちすじの

り発生地」である。これは チスジノリ (*Thorea ramosissima*) の発生地 として、長崎、鹿児島、沖縄を所在地とする1件の天然記念物であり、大正13年12月9日に指定されたものである。しかし、その後の分類学的研究の進展により長崎県のは別種の藻類オキチモズク (*Nemalionopsis tortuosa*) であることが判明し(山田, 1943)、鹿児島県と沖縄県のものも *Thorea ramosissima* とは異なる種で、しかも互いに別種であることが明らかとなった。鹿児島県産のものは、*Thorea okadai* として新種記載されるとともに改めて和名「チスジノリ」が与えられ(Yamada, 1949)、沖縄県産のものは *Thorea gaudichaudii* と同定され「シマチスジノリ」の和名が与えられた(山田, 1949)。これらの研究結果を受け、昭和36年4月28日付けで「ちすじのり発生地」指定地のうち長崎県の部分を解除するとともに名称を「川内川のチスジノリ発生地」に変更した。続いて、長崎県の発生地は、昭和36年5月1日付で新たな国指定天然記念物「土黒川のオキチモズク発生地」となった。一方、沖縄のものは、昭和30年1月25日、琉球政府文化財保護法に基づき「しまちすじのり」として琉球政府天然記念物に指定され、本土復帰時、「識名園のシマチスジノリ発生地」として国の天然記念物となった。

#### 4. 考察

古社寺保存法では、社寺の所有する建造物や宝物類を「特別保護建造物ノ資格アルモノ」、  
「国宝ノ資格アルモノ」と定めることができた。これらは、同法を引き継いだ国宝保存法  
においては、どちらも国宝指定を受けたものとみなされた。国宝保存法は、社寺以外が所  
有する建造物等も対象としており、同法施行と同時に廃止された古社寺保存法の拡張版と  
考えてよい。なお、国宝保存法により指定された国宝は、文化財保護法においては下記付  
則により重要文化財に指定されたものと見なされる。

(法令廃止に伴う経過規定)

第三条 この法律施行前に行つた国宝保存法第一条の規定による国宝の指定(同法第  
十一条第一項の規定により解除された場合を除く。)は、第二十七条第一項の規定  
による重要文化財の指定とみなし、同法第三条又は第四条の規定による許可は、第  
四十三条又は第四十四条の規定による許可とみなす。

文化財保護法では重要文化財のうち特に重要なものを国宝に指定する制度となっており、  
国宝保存法における国宝とは別の指定概念である。「戦前、沖縄には11件の国宝建造物が

あった」といった記述を散見するが、この表現は間違いではないものの、文化財保護法における国宝との混同を招く可能性があるものと考えられる。

沖縄において、戦前指定されていた旧国宝12件はすべて沖縄戦により焼失・大破して、指定文化財としては滅失した。『戦災等による焼失文化財 増訂版 美術工芸篇』（文化庁編，1983a）では、銅鐘の焼失は「昭和20年」としている。建造物について、『戦災等による焼失文化財 増訂版 建造物篇』（文化庁編，1983b）では、沖宮本殿のみ「昭和20年」、他の10件は全て「昭和20年5月12日の米軍による第2次総攻撃」で焼失・破壊と推定している。しかし、「沖縄神社拜殿」の焼失日は、富里誠輝氏の日記によると昭和20年4月18日と記述されている（富里，1963）。富里氏は当時首里城内の竹林壕に起居しており首里城正殿等を間近に見ることができる状況にあった。鉄血勤皇隊員として竹林壕に隣接する留魂壕に居た大田昌秀氏も、昭和20年4月21日より前の状況として「その頃には、すでに、国宝に指定されていた首里城正殿も、砲爆撃の直撃弾で跡方もなく平地と化していた」と述べていることから（大田，1977）、富里氏の記述の信憑性は高いものと考えられる。崇元寺に関しても、堂宇は昭和19年の10・10空襲で焼失し、第一門・左右掖門は昭和20年5月頃部分的に破壊されたとする記述がある（又吉真三一級建築士事務所編，1983）。

戦後、崇元寺石門を皮切りに、守礼門、園比屋武御嶽石門、円覚寺総門、末吉宮本堂、歓会門が行政や文化財関係者によって、ときに一般県民の協力も受けつつ、復元・修理された（沖縄県教育委員会編，1977；沖縄県教育庁文化課編，1975）。文化財建造物が、地域文化の象徴として人々の心の拠り所となっていたことがこれらの動きにつながったものと思われる。

沖縄の旧国宝は戦禍により滅失したが、いずれも指定解除の告示は行われなかった。戦後、沖縄が米軍統治下に置かれ、日本の施政権が及ばなかったためである。昭和33年刊行の『指定文化財総合目録 建造物篇』（文化財保護委員会，1958a）では「沖縄所在の旧国宝保存法による指定建造物」として「指定解除物件」の項中に記載している。告示の手続きはできないが、指定解除したのものとして扱っていることが分かる。一方、旧国宝の銅鐘については、『指定文化財総合目録 美術工芸品篇』（文化財保護委員会，1958b）において、「戦災により焼失」と記述されているが、「指定解除物件」ではなく「補遺」の項中に置かれている。「補遺」は所有者が不所持の旨を表明したものや、所有権について訴訟中であるもの等、文化財としての取扱いに課題がある物件をまとめた項目である。こちらは、指定解除の告示がされていないことを重視してこのような区分をしたのだろうか。いずれにせよ建造物篇とは整理の仕方に違いが見られる。

米軍統治下における沖縄島では、昭和20年(月日不記載)にミニッツ布告が発布され、米軍占領軍により一方的に日本の施政権が停止された。その後昭和26年9月8日に調印されたサンフランシスコ平和条約が昭和27年4月28日に発効した後は、日本が同意したうえでその施政権が停止されている。この状態は、沖縄においては昭和47年の本土復帰まで続くこととなった。しかし、米軍統治下にあっても、日本は潜在主権を保持しており、沖縄に施行されている日本法は「休眠状態」で効力を発揮しないものの廃止された訳ではない(百瀬, 1995)。日本の施政権が回復したときに、日本法は効力を伴って現れることになるのである。大正10年3月3日指定の「アマミノクロウサギ」と「ルリカケス」の例を見ると、生息地である奄美群島は沖縄と同様、米軍統治下にあった時期があるが、このとき指定解除は行われていない。そして、昭和28年12月25日に奄美群島が本土復帰すると、その後は何事も無かったかのように国の天然記念物として扱われている。つまり、米軍統治期においても国の文化財としては存在し続けていたと考えられる。

このことを「宜野灣街道ノ松並木」に当てはめて考えてみたい。「宜野灣街道ノ松並木」は日本軍による毀損等を受けながらも戦後も存在していた。しかし、その現状変更を制限する権力が発生しない状況のなか、米軍や宜野灣村による伐採を止めることができず消失してしまっている。仮に、本土復帰の時点で残存する松並木があった場合、その残存部分は国の天然記念物に復するか、毀損が著しいとして指定解除を受けるにしても国の天然記念物としての取扱いをされていたと考える。

識名園の「ちすじのり発生地」は、昭和30年1月25日、琉球政府文化財保護法に基づき「しまちすじのり」として改めて指定された。この時点で、国指定の「ちすじのり発生地」は指定解除されておらず、同一物件が国の天然記念物として、また、琉球政府の天然記念物として存在していたことになる。さらに、その後長崎県、鹿児島県の発生地が分類学的研究の進展を受けて、それぞれ別の国指定天然記念物になるという錯綜した状況であった。この状況は、本土復帰の際、沖縄県のもものが「識名園のシマチスジノリ発生地」として国指定される形で整理された。



表 1. 戦前期沖繩において古社寺保存法及び国宝保存法により指定された有形文化財

根拠法令	指定年月日	官報	告示	指定種別	区分	名称	構造形式
古社寺保存法	明 40.05.27	第 7170 号	内務省告示 第 64 号	国宝	美術工芸	銅鐘 (顕徳三年ノ銘アリ)	
	大 14.04.24	第 3799 号	文部省告示 第 236 号	特別保護 建造物	建造物	沖繩神社拜殿	桁行十一間、梁間七間、重層、屋根入母屋造、向拜唐破風附、本瓦葺 三間坊樓、屋根入母屋造、本瓦葺 檜門、屋根入母屋造、本瓦葺、左右石獅之二附屬ス 檜門、屋根入母屋造、本瓦葺、龍樋、礎道及左右石獅之二附屬ス 石造單拱門、屋根入母屋造 石造單拱平唐門
国宝保存法	昭 08.01.23	第 1817 号	文部省告示 第 14 号	国宝	建造物	尚家靈廟 (圓覺寺伽藍)	佛殿
							三門
							附左右廊
							鐘樓
							方丈 (龍淵殿)
							開山堂 (獅子窟)
							總門
							放生橋
							左掖門
							右掖門
							本堂
							第一門
							附左右掖門并石牆
三間社流造、屋根本瓦葺							
三間社流造、屋根本瓦葺							
石造單拱平唐門、左右石獅之二附屬ス							
古社寺保存法	昭 11.09.18	第 2916 号	文部省告示 第 325 号	国宝	建造物	末吉神社社殿 (末吉宮本殿) 附 礎道	三間社流造、屋根本瓦葺
							三間社流造、屋根本瓦葺
							石造單拱平唐門、左右石獅之二附屬ス
古社寺保存法	昭 13.07.04	第 3449 号	文部省告示 第 256 号	国宝	建造物	沖宮本殿	三間社流造、屋根本瓦葺
							三間社流造、屋根本瓦葺
							石造單拱平唐門、左右石獅之二附屬ス
古社寺保存法	昭 13.08.26	第 3495 号	文部省告示 第 300 号	国宝	建造物	辨嶽 (冕嶽) 石門	石造單拱平唐門、左右石獅之二附屬ス
							石造單拱平唐門、左右石獅之二附屬ス
							石造單拱平唐門、左右石獅之二附屬ス

表2. 戦前期沖縄において史蹟名勝天然記念物保存法により指定された記念物

指定年月日	官報	告示	指定種別	名称	地名	地域
大13.12.09	第3690号	内務省告示 第777号	天然記念物	ちすじの發生地	長崎縣南高來郡 鹿兒島縣伊佐郡 菱刈村	多比良村土里村界川ノ中多比良村金山名字三王山土黒村平松渡ヨリ字橋川字荒卷ヲ経テ字立花園土黒村宮田渡ニ至ル間 川内川ノ中湯ノ尾瀨ヨリ上流ハ菱刈村川北字馬場二一八八番地先ニ至ル八百間下流ハ菱刈村川北字郷原二八四二番地先ニ至ル四百間 字識名御殿原六六四番山林ノ内育徳泉
昭07.10.19	第1742号	文部省告示 第218号	天然記念物	宜野灣街道ノ 松並木	沖繩縣中頭郡 宜野灣村字宜野灣 眞和志村	六八三番内實測九歩、六八四番内實測十二歩、六八五番内實測二十七歩、七〇四番ノ一内實測一畝十三歩、一一三九番ノ一内實測十二歩 那覇普天間線道路敷中普天間宮前ヨリ三十七メートル、泡瀬普天間線道路敷中普天間宮前ヨリ二百五十五メートル及普天間首里線道路敷中普天間宮前ヨリ宜野灣村ト浦添村トノ境界ニ至ル間

表3. 戦前期沖縄において指定された文化財の変遷

No.	名称	戦争による被害等	戦後指定された関連文化財	対象物(部分含む)・指定種別が共通する文化財	対象物と指定種別のいずれか又は両方が異なる文化財
1	銅鐘(顕徳三年ノ銘アリ)	S20 頃戦災により焼失(指定解除告示なし)。龍頭残存	なし	沖縄県有形文化財「銅鐘残欠(旧波上宮朝鮮鐘)」(昭60.06.18指定、龍頭のみ)	なし
2	沖縄神社拜殿	S20 頃戦災により焼失(指定解除告示なし)。銅鐘(旧首里城正殿鐘)残存	なし	なし	琉球政府史跡「首里城跡」(昭30.11.29指定)→国史跡「首里城跡」(昭47.5.15指定)
3	首里城守禮門	S20 頃戦災により焼失(指定解除告示なし)。礎石等残存	琉球政府重要文化財「旧首里城守礼門」(昭47.05.12指定)→沖縄県有形文化財「旧首里城守礼門」(昭47.05.15変更)	なし	琉球政府史跡「守礼門跡」(昭30.11.29指定)→国史跡「首里城跡」(昭47.05.15指定)
4	首里城歡會門	S20 頃戦災により焼失(指定解除告示なし)	なし	なし	琉球政府史跡「首里城跡」(昭30.11.29指定)→国史跡「首里城跡」(昭47.5.15指定)
5	首里城端泉門	S20 頃戦災により焼失(指定解除告示なし)。龍種の龍頭残存	なし	なし	琉球政府史跡「首里城跡」(昭30.11.29指定)→国史跡「首里城跡」(昭47.5.15指定)
6	首里城白銀門	S20 頃戦災により滅失(指定解除告示なし)	なし	なし	琉球政府史跡「首里城跡」(昭30.11.29指定)→国史跡「首里城跡」(昭47.5.15指定)
7	園比屋武御嶽石門	S20 頃戦災により大破(指定解除告示なし)。中央部前面石積と屋根の一部残存	琉球政府特別重要文化財「園比屋武御嶽」(昭30.01.25指定)→国重要文化財「園比屋武御嶽石門」(昭47.05.15指定、附古材十二個)	琉球政府史跡「園比屋武御嶽」(昭30.11.29指定)→沖縄県史跡「園比屋武御嶽」(昭47.05.15変更)	国重要文化財「園比屋武御嶽石門」指定地の国史跡「首里城跡」への付加(平11.01.28追加指定)
8	尚家靈廟(園覺寺伽藍)	S20 頃戦災により焼失(指定解除告示なし)。放生橋部材、梵鐘、木彫片等残存	琉球政府重要文化財「旧円覺寺放生池石橋勾欄」(昭47.05.12指定)→沖縄県有形文化財(建造物)「旧円覺寺経門」(昭47.05.15変更)	琉球政府重要文化財「円覺寺放生池石橋勾欄」(昭31.12.14指定)→琉球政府特別重要文化財「円覺寺放生池石橋勾欄」(昭33.03.14指定)→沖縄県有形文化財「円覺寺放生池石橋勾欄」(昭47.05.15変更)	琉球政府史跡「円覺寺跡」(昭30.11.29指定)→琉球政府特別史跡「円覺寺跡」(昭37.10.25指定)→琉球政府特別史跡「円覺寺跡 附仏殿連弁付礎盤」(昭43.03.26、追加指定・名称変更)→国史跡「円覺寺跡」(昭47.05.15指定)
			琉球政府重要文化財「木彫円覺寺白象並に趣意書木札」(昭31.12.14指定)→琉球政府特別重要文化財「木彫円覺寺白象並びに趣意書木札」(昭33.03.14指定)→沖縄県有形文化財「木彫円覺寺白象並びに趣意書木札」(昭47.05.15変更)	国重要文化財「梵鐘(旧円覺寺殿前鐘) 梵鐘(旧円覺寺殿中鐘) 梵鐘(旧円覺寺樓鐘)」(昭53.06.15指定)	沖縄県有形文化財「旧円覺寺関係木彫資料」(平15.07.11指定)

No.	名称	戦争による被害等	戦後指定された関連文化財	対象物(部分含む)・指定種別が共通する文化財	対象物と指定種別のいづれか又は両方が異なる文化財
9	尚家靈廟(崇元寺)	S19 頃戦災により焼失(指定解除告示なし)。第一門、左右掖門、右牆残存なし。		琉球政府特別重要文化財「崇元寺石門」(昭30.01.25指定)→国重要文化財「旧崇元寺第一門及び石牆」(昭47.05.15指定)	琉球政府特別重要文化財「崇元寺下馬碑」(昭30.01.25指定)→沖縄県有形文化財「崇元寺下馬碑」(昭47.05.15変更)
10	末吉神社殿(末吉宮本殿)附礎道	S20 頃戦災により焼失(指定解除告示なし)。礎道、頭貫部材等残存		琉球政府特別重要文化財「末吉宮及び登道」(昭31.02.22指定)→琉球政府特別重要文化財「末吉宮登道」(昭43.10.15種別・名称変更)→沖縄県有形文化財「末吉宮礎道」(昭47.05.15変更)	琉球政府史跡「末吉宮及び登道」(昭31.02.22指定)→琉球政府史跡「末吉宮及び登道」(昭43.10.15種別変更)→琉球政府特別史跡「末吉宮及び礎道」(昭43.10.15指定)→国史跡「末吉宮跡」(昭47.5.15指定)
11	沖宮本殿	S20 頃戦災により焼失(指定解除告示なし)	なし		なし
12	辨嶽(冤嶽)石門	S20 頃戦災により破壊(指定解除告示なし)	なし		琉球政府史跡「弁ヶ嶽」(昭31.12.16指定)→沖縄県史跡「弁ヶ嶽」(昭47.05.15変更)→国史跡「弁之御嶽」(平30.10.15指定)
13	ちすじの發生地	不明	長崎 国天然記念物「土黒川のおキチモズク発生地」(昭36.05.01指定) 鹿児島 国天然記念物「川内川のチヌズリ発生地」(昭36.04.28一部解除・名称変更) 沖縄 琉球政府天然記念物「しまちすじのり」(昭30.01.25指定)→国天然記念物「識名園のシマチヌズリ発生地」(昭47.05.15指定)		
14	宜野灣街道ノ松並木	戦中～戦後の伐採、戦後の虫害・台風被害によりS33頃消失(指定解除告示なし)			

引用文献

- 文化庁(編). 1983a. 戦災等による焼失文化財 増訂版 美術工芸篇. 203pp. 便利堂, 京都.
- 文化庁(編). 1983b. 戦災等による焼失文化財 増訂版 建造物篇. 287pp. 便利堂, 京都.
- 文化財保護委員会. 1958a. 指定文化財総合目録 建造物篇. 377pp+25pp. 大蔵省印刷局, 東京.
- 文化財保護委員会. 1958b. 指定文化財総合目録 美術工芸品篇. 742pp+47pp. 大蔵省印刷局, 東京.
- 富里誠輝. 1963. 赤い蘇鉄と死と壕と 沖縄戦避難日記. 253pp. 秋田書店, 東京.
- 真栄田義見. 1967. 放生橋の移築落慶によせて. 今日の琉球 11(8): 22-23.
- 又吉真三一級建築士事務所(編). 1983. 重要文化財旧崇元寺第一門及石牆修理工事報告書. 17pp. 真陽社, 京都.
- 百瀬孝. 1995. 事典 昭和戦後期の日本 占領と改革. 418pp. 吉川弘文館, 東京.
- 那覇市教育委員会文化課(編). 1986. 重要文化財園比屋武御嶽石門保存修理工事報告書. 85pp. 真陽社, 京都.
- 中野治房. 1926. 沖縄縣ニ於ケル植物. In: 内務省(編)天然記念物調査報告 植物之部 第二輯. pp. 69-96. 白鳳社, 東京.
- 沖縄県教育委員会(編). 1975. 沖縄の文化財. 213pp. 沖縄県教育委員会, 沖縄.
- 沖縄県教育委員会(編). 1977. 沖縄の戦後教育史. 956pp. 沖縄県教育委員会, 沖縄.
- 沖縄県教育庁文化課(編). 1975. 首里城欽会門復元工事報告書. 42pp. 沖縄コロニー印刷所, 沖縄.
- 沖縄県立博物館(編). 1996. 沖縄県立博物館50年史. 349pp. 沖縄県立博物館, 沖縄.
- 沖縄県立埋蔵文化財センター(編). 2016. 沖縄県立埋蔵文化財センター調査報告書第82集 首里城跡 正殿地区発掘調査報告書. 399pp. 沖縄県立埋蔵文化財センター, 沖縄.
- 沖縄タイムス. 1954a. 普天間の松並木・SOS 切倒して商店街に? 村の計画に保護の声・政府も対策. 1954年4月29日(朝刊): 3面.
- 沖縄タイムス. 1954b. 指定の価値なし 戦災の普天間松並木 保護委. 1954年10月12日(朝刊): 3面.
- 大田昌秀. 1977. 鉄血勤皇隊. 247pp. ひるぎ社, 沖縄.
- 琉球政府文化財保護委員会(編). 1959. 首里城守礼門復原工事報告書. 36pp. 便利堂, 京都.
- 琉球政府文化財保護委員会(編). 1971. 円覚寺総門復原工事報告書. 30pp. 沖縄療友会コロニー印刷, 沖縄.
- 琉球新報. 1958. 天然記念物 普天間松並木姿消す 戦争と松食虫で全滅. 1958年5月18日(朝刊): 4面.
- 山田幸男. 1943. 長崎縣下産ノちすじのりニ就テ. 植物研究雑誌. 19: 136-138.
- Yamada, Y. 1949. On the species of *Thorea* from the Far Eastern Asia. The Journal of Japanese Botany 24: 155-158.
- 山田幸男. 1949. 東亞産チスジノりに就テ. 植物学雑誌 62: 18.